



宮 崎 県 公 報

令和 8 年 10 月 29 日（木曜日） 第 758 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・P クリエイションズ株式会社発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料（送 料 共） 1 年 64,800 円

目 次

告 示	頁
○救急病院の認定……………（医療政策課） 1	
○保安林の指定施業要件の変更通知の宛先人不明 について……………（自然環境課） 1	
○林業用種苗生産事業者の登録……………（森林経営課） 1	
○公金の徴収に関する事務の委託……………（管理課） 1	
○道路の占用を制限する区域の指定……………（道路保全課） 2	
公 告	
○県営土地改良事業に係る換地処分……………（農村整備課） 2	
○入札公告…………… 2	
病院局企業管理規程	
○病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正 する企業管理規程…………… 7	
病院局公告	
○落札者等の公告…………… 7	
人事委員会規則	
○通勤手当に関する規則の一部を改正する規則…………… 8	
監査委員公告	
○包括外部監査結果報告に対して講じた措置の公 表…………… 11	

告 示

宮崎県告示第 760号

次の医療機関を、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院と認定した。

令和 8 年 10 月 29 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 名称及び所在地

名 称	所 在 地
宮崎大学医学部附属病院	宮崎市清武町木原5200番地

2 救急病院の認定の有効期間

令和 8 年 11 月 1 日から令和11年10月31日まで

宮崎県告示第 761号

保安林の指定施業要件を変更する件（令和 8 年農林水産省告示第 1528 号）に係る保安林の所有者及びその保安林に関し登記した権利を有する者のうち、次の者については、所在が不明なため、森林法（昭和26年法律第 249 号）第 189 条の規定により、保安林の指定施業要件の変更の通知の内容を、当該保安林の属する市の市役所又は町の町役場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和 8 年 10 月 29 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 掲示場所及び所在が不明な者の氏名

- (1) 小林市役所
中ノ神定
- (2) えびの市役所
古賀新太郎
- (3) 高原町役場
岩切トミ子

2 通知の要旨

- (1) 農林水産大臣から保安林の指定施業要件を変更する旨の通知があったこと。
- (2) 変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については令和 8 年農林水産省告示第1528号によること。

宮崎県告示第 762号

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第10条第3項の規定により、次のとおり林業用種苗生産事業者の登録をした。

令和 8 年 10 月 29 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

登録 番号	生産事業者の氏名 又は名称及び住所	生産事業の内容		事務所の名称 及び所在地
		種 穂	苗 木	
1448	有限会社丸満産業 宮崎県日向市大字 日知屋字木原 163 32－2	採種	幼苗の育 成、幼苗 以外の苗 木の育成	有限会社丸満産業 宮崎県日向市大字 日知屋字木原 163 32－2

宮崎県告示第 763号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 243 条の 2 第 1 項の規定により、公金の徴収に関する事務（以下「公金事務」という。）を次のとおり委託した。

令和 8 年 10 月 29 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 委託した指定公金事務取扱者

名 称	事務所の所在地
学校法人宮崎総合学院	宮崎県宮崎市老松 1 丁目 3 番 7 号

- 2 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等
建設技術センター宿泊室等使用料
- 3 指定公金事務取扱者の指定をした日
令和7年4月1日
- 4 指定公金事務取扱者に委託をした日
令和7年4月1日
- 5 指定公金事務取扱者に委託する期間
令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

宮崎県告示第 764号

道路法（昭和27年法律第 180号）第37条第1項の規定により、次のとおり道路の占用を制限する区域を指定する。

なお、関係図面は、令和8年10月29日から同年11月12日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和8年10月29日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 道路の種類及び路線名並びに占用を制限する区域

道路の種類	路線名	占用を制限する区域
県道	都城東環状線	北諸県郡三股町大字樺山字迫田2403番地先から同郡同町同大字同字2329番地先まで

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるもの及び県が認めた仮設電柱を除く。）

3 占用を制限する理由

幅員が著しく狭い通学路の占用を制限することにより、車両の能率的な運行を図るため。

4 占用の制限の開始の期日

令和8年11月13日

公 告

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第89条の2第9項の規定により、鶴毛・杵木地区2換地区県営土地改良事業（日向市、県営経営体育成基盤整備事業）に係る換地処分をした。

令和8年10月29日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

入札公告（PFI事業）

総合評価一般競争入札を次のとおり実施する。

令和8年10月29日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 競争入札に付する事項

- (1) 事業名 宮崎県県営一ヶ岡団地再整備事業（以下「本事業」という。）
- (2) 事業場所 延岡市北一ヶ岡
- (3) 事業期間 この競争入札に係る契約成立の日から令和17年9月30日まで
- (4) 事業概要 入札説明書による。

- (5) 予定価格 9,197,799,000円（消費税及び地方消費税を除く。）

- (6) 入札の方法 本事業について総合評価一般競争入札を実施する。

なお、この競争入札は、紙入札方式で行う。

2 入札に参加する者が備えるべき参加資格要件

- (1) 入札に参加する者の構成等

ア 入札に参加する者の構成

- (イ) 入札に参加する者は、県の求める性能を備えた建替住宅等を設計、建設することができる企画力、資力、信用、技術的能力及び実績を有する複数の企業（以下「構成員」という。）により構成されるグループ（以下「入札参加者」という。）とする。

- (ロ) 入札参加者は、建替住宅等を設計する企業（以下「設計企業」という。）、建替住宅等を建設する企業（以下「建設企業」という。）、建替住宅等の建設工事を監理する企業（以下「工事監理企業」という。）、入居者移転支援業務を行う企業（以下「移転支援企業」という。）及び用地活用業務を行う企業（以下「用地活用企業」という。）により構成されるものとする。なお、コミュニティ形成支援業務を実施する場合は、コミュニティ形成支援業務を行う企業（以下「コミュニティ形成支援企業」という。）を含むこととする。

イ 代表企業の選定

- (イ) 入札参加者は、構成員の中から代表企業を定め、参加資格確認時に明らかにすること。

- (ロ) 代表企業は、本事業に係る参加資格確認の申請、応募手続及び落札者となった場合の契約協議など県との調整、協議等における窓口役を担うほか、本事業に係る入札参加者内の全ての調整、債務等の責任を負うものとする。

なお、代表企業から統括責任者を配置すること。

ウ 構成員の構成要件

同一企業が複数の構成員を兼ねることは可能とするが、建設企業が工事監理企業を兼ねることはできないものとする。ただし、特許工法等自社施工管理が必要な工法等はその部分について自社工事監理を可とする。

エ 複数応募の禁止

入札参加者の構成員及び構成員と資本関係又は人的関係がある者は、他の入札参加者の構成員になることはできない。

なお、資本関係がある者とは、当該企業の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者をいい、人的関係がある者とは、当該企業の代表権を有する役員を兼ねている場合をいう。以下(2)オ及びカにおいて同じ。

オ 構成員の変更及び追加の禁止

入札参加表明書の提出後は、原則として入札参加者の構成員の変更及び追加は認めないものとする。ただし、県がやむを得ないと認めた場合は、県の承認を条件として入札参加者の構成員（ただし、代表企業を除く。）の変更及び追加ができるものとする。

- (2) 入札参加者の参加資格要件（共通）

入札参加者の構成員は、次の要件を全て満たすこと。

ア 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第 117号）第9条に定める欠格事由に

該当しない者であること。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 167条の 4 の規定に該当しない者であること。

ウ 入札公告日から契約が確定する日までのいずれの日においても、県が発注する建設工事等の契約に係る入札参加者の資格等に関する要綱（平成20年宮崎県告示第 369号。以下「入札参加資格要綱」という。）第10条に規定する入札参加資格停止となっていない者であること。

エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団及びその構成員の統制下にある者でないこと。

オ 本事業に係るアドバイザー業務を受託している次の者若しくはこれらの者と資本関係又は人的関係がある者でないこと。

(ア) 株式会社長大 東京都中央区日本橋蛸殻町 1 丁目20番 4 号

(イ) はぜのき法律事務所 東京都中央区築地 2 丁目 3 番 4 号

カ 宮崎県県営一ヶ岡団地再整備事業審査委員会（以下「審査委員会」という。）の委員が属する法人又はその法人と資本関係又は人的関係がある者でないこと。

キ 手形交換所における取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと。

ク 会社更生法（平成14年法律第 154号）第17条に規定する更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第 225号）第21条に規定する再生手続開始の申立ての事実がある者にあつては、当該手続開始決定後、一般競争入札参加資格に係る随時の審査による認定を受けている者であること。

ケ 民事執行法（昭和54年法律第 4 号）の規定に基づく差押等金銭債権に対する強制執行若しくは国税、地方税その他の公課について滞納処分の執行を受け支払が不可能になった者でないこと又は第三者の債権保全の請求が常態となったと認められる者でないこと。

コ 破産法（平成16年法律第75号）の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。

サ 入札参加者の間に、次のいずれかに該当する資本関係又は人的関係がないこと。

(ア) 資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合

a 子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合

b 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

(イ) 人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、a については、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

a 一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

(a) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

① 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

② 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

③ 会社法第2条第15号に規定する社外取締役

④ 会社法第 348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

(b) 会社法第 402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

(c) 会社法第 575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

(d) 組合の理事

(e) その他業務を執行する者であつて、(a)から(d)までに掲げる者に準ずる者

b 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人（以下「管財人」という。）を現に兼ねている場合

c 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

(ウ) その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合
組合とその構成員が同一の入札等に参加している場合その他(ア)又は(イ)と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

シ 県が発注する建設工事の施工実績がある者にあつては、当該年度及び前年度の全ての工事成績が60点以上であること。

(3) 各構成員の参加資格要件

入札参加者の構成員は、上記(2)の要件のほかにならばそれぞれアからオまでの要件を満たすこと。

なお、コミュニティ形成支援企業を含む場合は、カの要件を満たすこと。

ア 設計企業

設計企業が一者で業務を実施する場合は、次の(ア)から(ウ)までの要件を全て満たすこと。複数の設計企業で業務を分担する場合は、統括する設計企業を置くものとする。統括する設計企業は、次の(ア)から(ウ)までの要件を満たし、その他設計企業は、少なくとも(ア)及び(イ)の要件を満たすこと。

(ア) 建築士法（昭和25年法律第 202号）第23条第1項又は第3項の規定による一級建築士事務所の登録を受けていること。

(イ) 入札参加資格要綱第7条第1項の規定による令和8・9年度の建築設計業務に係る入札参加資格の認定を受けている者であること。

(ウ) 平成23年度以降に工事が完了し引き渡された、次の要件を全て満たす共同住宅（ワンルームマンションを除く。以下同じ。）の新築、改築（※）又は増築工事に伴う実施設計を元請け（共同企業体によるものである場合は、出資比率20%以上のものに限る。）として履行した実績を有すること。

- a 鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造
- b 延床面積 1,000㎡以上（用途に供する部分）
- ※ 改築とは、建築物の全てを除去し、引き続きこれと用途、規模及び構造の著しく異なる建築物を建てることをいう。以下同じ。

(c) 設計企業と入札参加資格確認申請書の受付締切日から起算して過去3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係を有している一級建築士である者を管理技術者（設計業務の技術上の管理等を行う者をいう。）として配置できること。

イ 建設企業

建設企業は、一ヶ岡団地再整備事業共同企業体（以下「JV」という。）とし、次の(㉞)及び(㉟)の要件を満たすこと。また、JVの代表者である建設企業は次の(㉟)の要件を、JVの構成員である建設企業は次の(㉞)の要件を満たすこと。

(㉞) JVの代表者及びJVの構成員の入札参加者名簿の登録業種がいずれも建築一式工事の場合は共同施工方式（以下「甲型JV」という。）、それ以外の場合は分担施工方式（以下「乙型JV」という。）とすること。

(㉟) 甲型JVの場合は、次のaからcまでの要件を満たすこと。また、乙型JVの場合は次のa及びbの要件を満たすこととし、構成員の数及び分担工事額については入札参加者の提案に委ねる。

- a JVの代表者は出資比率又は分担工事額がJVを構成する企業の中で最大である者であって、単独の企業であること。
- b JVを構成する企業数は二者、三者又は四者であること。
- c 1構成員当たりの出資比率は、構成員の数が二者の場合は30%以上、三者の場合は20%以上、四者の場合15%以上であること。

(㉟) JVの代表者である建設企業は、次の要件を全て満たすこと。

- a 入札参加資格要綱第7条第1項の規定による令和8・9年度の建築一式工事に係る入札参加資格の認定を受けていること。
- b 建設業法（昭和24年法律第100号）第15条第1項の規定による特定建設業の許可を得ていること。
- c 建設業法第28条に規定する指示又は営業の停止の措置を受けていないこと。
- d 建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条の2第1項に違反していないこと。
- e 建築一式工事における建設業法第27条の29第1項に規定する経営事項審査の結果による総合評価値（入札参加資格申請書の提出日時時点で有効かつ最新のもの。以下「総合評価値」という。）が、1,100点以上であること。
- f 平成23年度以降に工事が完了し引き渡された、次の要件を全て満たす共同住宅の新築、改築又は増築工事に伴う建設工事を元請け（共同企業体によるものである場合は、出資比率20%以上のものに限る。）として履行した実績を有すること。
 - (a) 鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造
 - (b) 延床面積 1,000㎡以上（用途に供する部分）
- g 本事業の工事着手日において、現場代理人を工事現場に常駐で配置できること。ただし、入札参加資格確認申

請書の受付締切日から起算して、過去3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係を有している者であって、経営業務の管理責任者又は営業所の専任技術者でない者であること。

h 本事業の工事着手日において、建築工事に対応する監理技術者を工事現場に専任で配置できること。ただし、入札参加資格確認申請書の受付締切日から起算して、過去3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係を有している者であって、経営業務の管理責任者又は営業所の専任技術者でない者であること。監理技術者は現場代理人との兼務を可能とし、監理技術者は、次に掲げる全ての基準を満たすこと。

- (a) 一級建築施工管理技士若しくは一級建築士の資格を有する者又は建築工事業に関して建設業法第7条第2号イ、ロ若しくはハのいずれかに該当する者
- (b) 建築工事業に係る監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者
- (c) 平成23年度以降に完成し引き渡された、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で延床面積が1,000㎡以上の建物の工事を主任技術者若しくは監理技術者又は現場代理人として従事した経験を有する者

(㉞) JVの構成員である建設企業は、次の建設工事の種類に応じ、それぞれ次の要件を全て満たすこと。

a 建築一式工事の場合

- (a) (㉞)aからdまでに掲げる全ての要件を満たすこと。
- (b) 建築一式工事における総合評価値が890点以上であること。
- (c) 一級建築施工管理技士若しくは一級建築士の資格を有する者又は建築工事業に関して建設業法第7条第2号イ、ロ若しくはハのいずれかに該当する主任技術者若しくは監理技術者を専任で配置できること。監理技術者にあつては、建築工事業に係る監理技術者資格証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

b 電気工事の場合

- (a) 入札参加資格要綱第7条第1項の規定による令和8・9年度の電気工事に係る入札参加資格の認定を受けていること。
- (b) 建設業法第15条第1項の規定による特定建設業の許可を得ていること。
- (c) 建設業法第28条に規定する指示又は営業の停止の措置を受けていないこと。
- (d) 建設業法施行規則第18条の2第1項に違反していないこと。
- (e) 電気工事における総合評価値が930点以上であること。
- (f) 一級電気工事施工管理技士若しくは第一種電気工事士の資格を有する者又は電気工事業に関して建設業法第7条第2号イ、ロ若しくはハのいずれかに該当する主任技術者若しくは監理技術者を専任で配置できること。監理技術者にあつては、電気工事業に係る監理技術者資格証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

c 管工事の場合

- (a) 入札参加資格要綱第7条第1項の規定による令和8

・9年度の管工事に係る入札参加資格の認定を受けていること。

- (b) 建設業法第15条第1項の規定による特定建設業の許可を得ていること。
- (c) 建設業法第28条に規定する指示又は営業の停止の措置を受けていないこと。
- (d) 建設業法施行規則第18条の2第1項に違反していないこと。
- (e) 管工事における総合評定値が900点以上であること。
- (f) 一級管工事施工管理技士又は管工事業に関して建設業法第7条第2号イ、ロ若しくはハのいずれかに該当する主任技術者若しくは監理技術者を専任で配置できること。監理技術者にあつては、管工事業に係る監理技術者資格証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

ウ 工事監理企業

工事監理企業は、一者で業務を担当する場合は、以下の(ア)から(カ)までの要件を全て満たすこと。なお、複数の工事監理企業で業務を分担する場合は、統括する工事監理企業を置くものとし、総括する工事監理企業は以下の(ア)から(カ)までの要件を全て満たし、その他の工事監理企業は、少なくとも(ア)及び(イ)の要件を満たすこと。

- (ア) 建築士法第23条第1項又は第3項の規定による一級建築士事務所の登録を受けていること。
- (イ) 入札参加資格要綱第7条第1項の規定による令和8・9年度の建築設計業務に係る入札参加資格の認定を受けている者であること。
- (ウ) 平成23年度以降に工事が完了し引き渡された、次の要件を全て満たす共同住宅の新築、改築又は増築工事に伴う工事監理業務を元請け（共同企業体によるものである場合は、出資比率20%以上のものに限る。）として履行した実績を有すること。
 - a 鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造
 - b 延床面積 1,000㎡以上（用途に供する部分）
- (エ) 工事監理企業と入札参加資格確認申請書の受付締切日から起算して、過去3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係を有している一級建築士である者を管理技術者（工事監理業務の技術上の管理等を行う者をいう。）として配置できること。

エ 移転支援企業

移転支援企業は、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）の規定による宅地建物取引業の免許を有すること。複数の移転支援企業で業務を分担する場合、全ての移転支援企業が当該免許を有すること。

オ 用地活用企業

用地活用企業は、次の(ア)及び(イ)の要件を満たすこと。

- (ア) 用地活用企業は、活用地の活用に係る提案内容と同等又は類似の事業に係る実績を有していること。複数の用地活用企業で業務を分担する場合、活用地の提案貸付料の支払が最大の用地活用企業が当該要件を満たしていること。
- (イ) 提案内容により、業務に関し法令上許認可等が必要とされる場合は、当該許認可を受けていること。

カ コミュニティ形成支援企業

コミュニティ形成支援企業は、提案内容により、業務に関し法令上許認可等が必要とされる場合は、当該許認可を受けていること。

- (4) 競争入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所

入札参加資格要綱第7条第1項の規定による入札参加資格を有さない者で、本入札への参加を希望する者は、次のとおり入札参加資格審査申請を行わなければならない。

ア 受付期間 令和8年10月29日から令和8年11月19日まで（宮崎県の休日を定める条例（平成元年宮崎県条例第22号）第2条第1項に掲げる休日（以下「県の休日」という。）を除き、午前8時30分から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）とする。）

イ 申請先及び申請に関する問合せ先 宮崎県県土整備部管理課建設業担当 宮崎市橋通東2丁目10番1号 郵便番号 880—8501 電話番号0985（26）7176

3 入札の手続等

- (1) 入札等担当部局

宮崎県県土整備部建築住宅課（以下「建築住宅課」という。）

宮崎市橋通東2丁目10番1号 郵便番号 880—8501 電話番号0985（26）7196 電子メールkenchikujutaku@pref.miyazaki.lg.jp

- (2) 契約条項を示す場所及び期間

ア 場所 宮崎県公共事業情報サービス及び宮崎県ホームページ並びに建築住宅課

イ 期間 令和8年10月29日から令和9年3月30日まで（宮崎県公共事業情報サービス及び宮崎県のホームページの運用時間に限る。ただし、建築住宅課においては、県の休日を除き、午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）とする。）

- (3) 入札説明書等の交付方法及び交付期間

ア 交付方法 宮崎県公共事業情報サービス及び宮崎県ホームページによる提供並びに建築住宅課において交付

イ 交付期間 令和8年10月29日から令和9年3月30日まで（宮崎県公共事業情報サービス及び宮崎県ホームページの運用時間に限る。ただし、建築住宅課において交付する場合は、県の休日を除き、午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）とする。）

- (4) 入札参加表明書等の提出先、提出期間及び提出方法

入札参加を希望する者は、次のとおり入札参加表明書等を出し、入札参加に必要な資格の有無について確認を受けること。

ア 提出先 建築住宅課

イ 提出期間 令和8年12月1日から令和8年12月21日正午まで（県の休日を除き、午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）とする。）

ウ 提出方法 持参又は送付（書留郵便など配達記録確認ができるものに限り、提出期間内に必着すること。以下同じ。）

- (5) 入札参加資格の確認結果の通知

入札参加者の代表企業に、令和9年1月8日までに通知する。

- (6) 入札提出書類の提出先、提出期間及び提出方法

(5)により入札参加資格を有する旨の通知を受けた入札参加者

は、入札書及び提案書（以下「入札提出書類」という。）を提出すること。

ア 提出先 建築住宅課

イ 提出期間 令和 9 年 3 月 8 日から令和 9 年 3 月 30 日正午まで（県の休日を除き、午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）とする。）

ウ 提出方法 持参又は送付

(7) 開札の場所及び日時

ア 場所 宮崎県庁防災庁舎 5 階 防 58 号室

イ 日時 令和 9 年 3 月 30 日午後 2 時

4 入札保証金

入札保証金については、宮崎県財務規則（昭和 39 年宮崎県規則第 2 号）第 100 条の規定による。

5 入札の無効に関する事項

宮崎県財務規則第 125 条各号のいずれかに該当する入札のほか、次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 虚偽の申請を行った者のした入札
- (2) 本事業に係る入札公告等の規定に違反した者のした入札
- (3) 本契約成立の日までに入札参加資格を満たさなくなった者のした入札
- (4) 入札価格内訳書を提出しない者又は入札価格内訳書に不備がある者のした入札

6 審査

入札提出書類をもって入札に参加し、予定価格の範囲内をもって有効な入札を行った者の提案について、審査委員会は、次の(1)の基準に従い算出して得た定性評価値及び次の(2)の基準に従い算出して得た価格評価値の合計（以下「総合評価値」という。）が最大となる提案を行った者を、落札候補者として選定する。

(1) 定性評価値

予定価格の制限の範囲内をもって有効な入札を行った者の提案内容について次のアからカまでの評価項目ごとの評価基準に従い点数を付与し、その合計値を定性評価値（最大 350 点）とする。付与する点数は、評価に応じ、評価項目ごとの配点に A 評価 1.00、B 評価 0.80、C 評価 0.60、D 評価 0.40 又は E 評価 0.20 を乗じて得た値とする。

なお、コミュニティ形成支援業務（任意）に関する提案がない場合、当該項目の配点は 0 とする。

ア 事業全体に関する事項

- (ア) 事業コンセプト 配点 20 点
- (イ) 事業実施体制・安定性等 配点 20 点
- (ウ) 事業スケジュール 配点 20 点

イ 整備等に関する事項

- (ア) 施設の全体計画 配点 20 点
- (イ) 住棟・住戸計画・集会所計画 配点 35 点
- (ウ) 構造計画 配点 15 点
- (エ) 意匠・景観・周辺への配慮 配点 10 点
- (オ) コミュニティの形成への配慮 配点 20 点
- (カ) 環境への配慮 配点 10 点
- (キ) 地域防災機能の付加 配点 20 点
- (ク) ライフサイクルコスト計画 配点 10 点

ウ 施工計画に関する事項

- (ア) 工事の品質管理及び工程管理 配点 15 点
- (イ) 施工中の安全確保及び入居者・近隣への配慮 配点 10 点
- (ウ) 工事中的環境配慮 配点 5 点

エ 入居者移転支援に関する事項

- (ア) 円滑な移転支援・居住者対応サービス 配点 30 点

オ 附帯事業に関する計画

- (ア) 用地活用業務の方針及び計画 配点 20 点
- (イ) 用地活用業務における入居者等への配慮 配点 20 点
- (ウ) コミュニティ形成支援業務（任意）の方針 配点 10 点

カ 地域経済への配慮等

- (ア) 設計・建設における地域貢献 配点 25 点
- (イ) その他の地域貢献 配点 15 点

(2) 価格評価値

次の式により算定して得られた値を価格評価値とする。価格評価値の計算に当たっては、小数点第 3 位以下を四捨五入する。

価格評価値＝価格評価値の配点（150 点）×最も低い入札参加者の入札価格（入札が無効な入札参加者の入札価格を除く。）÷当該入札参加者の入札価格

7 落札者の決定方法

審査委員会の審査結果をもとに、落札候補者を落札者として決定する。ただし、落札候補者が二人以上いる場合にあっては、当該落札候補者による宮崎県建設工事等電子入札実施要領（平成 17 年 12 月 1 日県土整備部技術企画課定め）第 19 条第 2 項のくじ引きで落札者を決定する。

8 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 契約締結に関する事項

(1) 基本協定の締結

県と落札者は、落札者決定後、基本協定を締結するものとする。この基本協定の締結により、落札者を事業予定者とする。

(2) 契約

この競争入札に係る契約には県議会の議決を要するため、落札者と県が仮契約を締結し、当該議決を経たときに本契約が成立するものとする。

10 その他

- (1) この競争入札による調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (2) 特定調達に係る苦情処理の関係において、宮崎県政府調達苦情検討委員会設置要綱（平成 26 年 6 月 23 日会計管理局会計課定め）に定める宮崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。
- (3) 本事業は事業予定者の提案により実施されることから、提案書の提出時点において、建設企業の配置予定技術者に手持工事がある場合の契約工期の終期は、本事業の工事着手日の前日までであることを要件とする。

なお、本契約日時点において、建設企業に係る各構成員は、配置予定技術者を選任通知により選任しなければならない。

(4) その他この競争入札に関する詳細は、入札説明書等による。

11 Summary

- (1) Subject Matter of Contract: Prefectural Hitotsugaoka Public Housing reconstruction project
- (2) Deadline for Bidding: 12:00p.m 30 March, 2027
- (3) Point of Contact: Housing Construction Division, Prefectural Land Development, Miyazaki Prefectural Government, 2 -10-1 Tachibanadori -higashi, Miyazaki-shi 880-8501, Japan

TEL: 0985-26-7196
FAX: 0985-20-5922
Email: kenchikujutaku@pref.miyazaki.lg.jp

病院局企業管理規程

病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する企業管理規程をここに公表する。

令和 8 年 10 月 29 日

宮崎県病院局長 重黒木 清

宮崎県病院局企業管理規程第 7 号

病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する企業管理規程

病院事業職員の給与に関する規程（平成 18 年宮崎県病院局企業管理規程第 9 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前

（特殊勤務手当の種類等）

第10条 病院事業給与条例第12条の規定により支給される特殊勤務手当の種類は、感染症予防等手当、精神保健福祉業務手当、深夜看護手当、家畜伝染病防疫等手当、放射線取扱手当、航空機搭乗手当、精神医療業務手当、救急医療体制確保手当、専門看護手当、特別診療手当、災害応急作業等手当、地域診療支援手当及び診療応援手当とする。

2～17 [略]

18 特殊勤務手当の支給を受ける職員が、同一勤務日に特殊勤務手当の対象となる2以上の業務に従事した場合には、それらの業務に係る特殊勤務手当のうちその額が最高のも（その額が同額である場合にはいずれか一）に限り支給する。ただし、深夜看護手当、精神医療業務手当、救急医療体制確保手当、専門看護手当、特別診療手当、災害応急作業等手当、地域診療支援手当及び診療応援手当は、他の特殊勤務手当と重複して支給することができる。

別表第6の2（第7条、第12条関係）

イ 医療職給料表（一）

職務の級	種別	区分	管理職手当の額
[略]			
3級	2種	[略]	

改正後

（特殊勤務手当の種類等）

第10条 病院事業給与条例第12条の規定により支給される特殊勤務手当の種類は、感染症予防等手当、精神保健福祉業務手当、深夜看護手当、家畜伝染病防疫等手当、放射線取扱手当、航空機搭乗手当、精神医療業務手当、救急医療体制確保手当、専門看護手当、特別診療手当、災害応急作業等手当、地域診療支援手当、診療応援手当及び特定診療科手当とする。

2～17 [略]

18 第1項に規定する特定診療科手当は、管理者が別に定める診療科に勤務する医師に対して勤務1月につき15,000円を支給する。

19 特殊勤務手当の支給を受ける職員が、同一勤務日に特殊勤務手当の対象となる2以上の業務に従事した場合には、それらの業務に係る特殊勤務手当のうちその額が最高のも（その額が同額である場合にはいずれか一）に限り支給する。ただし、深夜看護手当、精神医療業務手当、救急医療体制確保手当、専門看護手当、特別診療手当、災害応急作業等手当、地域診療支援手当、診療応援手当及び特定診療科手当は、他の特殊勤務手当と重複して支給することができる。

別表第6の2（第7条、第12条関係）

イ 医療職給料表（一）

職務の級	種別	区分	管理職手当の額
[略]			
3級	2種	[略]	
	3種	2	84,300円

附 則

この規程は、公布の日から施行し、この規程による改正後の病院事業職員の給与に関する規程は、令和 8 年 10 月 1 日から適用する。

病院局公告

落札者等の公告

一般競争入札により落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和 8 年 10 月 29 日

宮崎県病院局長 重黒木 清

- 落札に係る調達件名及び数量
医療機器等一式（県立 3 病院共同調達）
- 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
宮崎県病院局経営管理課システム・施設担当
宮崎市橋通東 1 丁目 9 番 18 号

- 落札者を決定した日
令和 8 年 9 月 8 日
- 落札者の氏名及び住所
エア・ウォーター・リンク株式会社
京都市伏見区竹田向代町 132 番地 1
- 落札金額
776,358,000 円
- 一般競争入札の公告を行った日
令和 8 年 7 月 30 日

人事委員会規則

通勤手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年10月29日

宮崎県人事委員会委員長 桑 山 秀 彦

宮崎県人事委員会規則第23号

通勤手当に関する規則の一部を改正する規則

通勤手当に関する規則（昭和41年宮崎県人事委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（自動車等使用者の支給額） 第8条の2 〔略〕 （併用者の区分及び支給額） 第8条の4 給与条例第5条の9第2項第3号に規定する同条第1項第3号に掲げる職員の区分及びこれに対応する同条第2項第3号に規定する通勤手当の額は、次の各号に掲げるとおりとする。 （1） 〔略〕 （2） 給与条例第5条の9第1項第3号に掲げる職員のうち、運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（普通交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額。以下「1箇月当たりの運賃等相当額等」という。）が同条第2項第2号に定める額（駐車場等を利用し、その料金を負担することを常例とする職員（次号において、「駐車場等利用職員」という。）にあっては、その額に同条第4項第1号に定める額を加算した額）以上である職員（前号に掲げる職員を除く。）同条第2項第1号に定める額 （3） 〔略〕 （特急列車等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当の額の算出の基準） 第11条 〔略〕 2 〔略〕 3 第8条（第1項第3号を除く。）の規定は、給与条例第5条の9第3項第1号に規定する特別料金等相当額（第15条第4項において、特別料金等相当額という。）の算出について準用する。この場合において、第8条第1項中「普通交通機関等の」とあるのは「特急列車等の」と、同項第1号及び第2号中「普通交通機関等」とあるのは「特急列車等」と、同項第2号中「運賃等の額」とあるのは「特別料金等の額（ただし、人事委員会が定める事由が生じた場合にあっては、人事委員会が定める回数分の特別料金等の額）」と、同条第2項中「普通交通機関等」とあるのは「特急列車等」と読み替えるものとする。 （支給日等） 第15条 通勤手当は、支給単位期間（第4項に規定する通勤手当に係るものを除く。）又は同項に定める期間（以下この条、第17条第2項第2号及び第19条において「支給単位期間等」という。）に係る最初の月の給料等の支給に関する規則（昭和41年宮崎県人事委員会規則第12号）第2条に規定する給料の支給定日（以下この条において「支給日」という。）に支給する。ただし、支給日までに第3条の規定による届出に係る事実が確認できない等のため、支給日に支給することができないときは、支給日後に支給することができる。 2 支給単位期間等に係る通勤手当の支給日前において離職（職員	（自動車等使用者に係る通勤手当の額） 第8条の2 〔略〕 （併用者の区分及び支給額） 第8条の4 給与条例第5条の9第2項第3号に規定する同条第1項第3号に掲げる職員の区分及びこれに対応する同条第2項第3号に規定する通勤手当の額は、次の各号に掲げるとおりとする。 （1） 〔略〕 （2） 給与条例第5条の9第1項第3号に掲げる職員のうち、運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（普通交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額。以下「1箇月当たりの運賃等相当額等」という。）が同条第2項第2号に定める額（駐車場等を利用し、その料金を負担することを常例とする職員（次号において「駐車場等利用職員」という。）にあっては、その額に同条第4項第1号に定める額を加算した額）以上である職員（前号に掲げる職員を除く。）同条第2項第1号に定める額 （3） 〔略〕 （特急列車等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当の額の算出の基準） 第11条 〔略〕 2 〔略〕 3 第8条（第1項第3号を除く。）の規定は、給与条例第5条の9第3項第1号に規定する特別料金等相当額（第15条第1項において「特別料金等相当額」という。）の算出について準用する。この場合において、第8条第1項中「普通交通機関等の」とあるのは「特急列車等の」と、同項第1号及び第2号中「普通交通機関等」とあるのは「特急列車等」と、同項第2号中「運賃等の額」とあるのは「特別料金等の額（ただし、人事委員会が定める事由が生じた場合にあっては、人事委員会が定める回数分の特別料金等の額）」と、同条第2項中「普通交通機関等」とあるのは「特急列車等」と読み替えるものとする。 （支給日等） 第15条 1箇月当たりの運賃等相当額等（第8条の4第3号に掲げる職員に係るものを除く。）、給与条例第5条の9第2項第2号に定める額（第8条の4第2号に掲げる職員に係るものを除く。）、特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（特急列車等が2以上ある場合においては、その合計額）及び給与条例第5条の9第4項第1号に定める額の合計額（第17条第2項において「1箇月当たりの通勤手当算出基礎額」という。）が15万円を超えるときは通勤手当に係る支給単位期間は、その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間とする。 2 通勤手当は、支給単位期間（前項に規定する通勤手当に係るも

が離職の日又はその翌日（当該翌日が宮崎県の休日を定める条例（平成元年宮崎県条例第22号）第2条第1項に規定する県の休日）に当たるときは、当該翌日後において当該翌日に最も近い県の休日でない日を含む。）に新たに給料表の適用を受けることとなる場合の離職を除く。以下この項において同じ。）をし、又は死亡した職員には、当該通勤手当をその際支給する。

- 3 職員がその所属する給料の支給義務者を異にして異動した場合であって、その異動した日が支給単位期間等に係る最初の月であるときにおける当該支給単位期間等に係る通勤手当は、その月の初日に職員が所属する給料の支給義務者において支給する。

- 4 1箇月当たりの運賃等相当額等（第8条の4第3号に掲げる職員に係るものを除く。）、給与条例第5条の9第2項第2号に定める額（第8条の4第2号に掲げる職員に係るものを除く。）、特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（特急列車等が2以上ある場合においては、その合計額）及び給与条例第5条の9第4項第1号に定める額の合計額（第17条第2項において「1箇月当たりの通勤手当算出基礎額」という。）が15万円を超えるときは、通勤手当に係る支給単位期間は、その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間とする。

〃

（支給の始期及び終期）

第16条 通勤手当の支給は、職員に新たに給与条例第5条の9第1項の職員たる要件が具備されるに至った場合においてはその日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、通勤手当を支給されている職員が離職し、又は死亡した場合においては、それぞれその者が離職し、又は死亡した日、通勤手当を支給されている職員が同項の職員たる要件を欠くに至った場合においてはその事実の生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、通勤手当の支給の開始については、第3条の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

- 2 通勤手当は、これを受けている職員にその額を変更すべき事実が生ずるに至った場合においては、その事実の生じた日の属する

のを除く。）又は同項に定める支給単位期間（以下「支給単位期間等」という。）に係る最初の月（当該月に通勤手当を支給することが困難な場合にあつては、その翌月）の給料等の支給に関する規則（昭和41年宮崎県人事委員会規則第12号）第2条に規定する給料の支給定日（以下この条において「支給日」という。）に支給する。

- 3 前項に規定する通勤手当を支給することが困難な場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

（1）職員に新たに給与条例第5条の9第1項の職員たる要件が具備されるに至った日がその日の属する月の給料の支給定日以後となる場合

（2）職員に通勤手当の額を変更すべき事実が生ずるに至った日がその日の属する月の給料の支給定日以後となる場合（次条第2項第2号又は第3号イに掲げる場合に該当して支給額を改定する場合を除く。）

- 4 支給日までに第3条の規定による届出に係る事実が確認できない等のため、通勤手当を当該通勤手当の支給日に支給することができないときは、当該支給日後に支給することができるものとする。

- 5 支給単位期間等に係る通勤手当の支給日前において離職（職員が離職の日又はその翌日（当該翌日が宮崎県の休日を定める条例（平成元年宮崎県条例第22号）第2条第1項に規定する県の休日）に当たるときは、当該翌日後において当該翌日に最も近い県の休日でない日を含む。）に新たに給料表の適用を受けることとなる場合の離職を除く。以下同じ。）をし、又は死亡した職員には、当該通勤手当をその際支給するものとする。

- 6 職員がその所属する給料の支給義務者を異にして異動した場合であって、その異動した日が支給単位期間等に係る最初の月（第3項各号に掲げる場合に該当する場合にあつては、当該月又はその翌月）であるときにおける当該支給単位期間等に係る通勤手当は、その月の初日に職員が所属する給料の支給義務者において支給する。

（支給の始期及び終期等）

第16条 通勤手当の支給は、職員に新たに給与条例第5条の9第1項の職員たる要件が具備されるに至った場合においてはその日の属する月から開始し、通勤手当を支給されている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、通勤手当を支給されている職員が同項の職員たる要件を欠くに至った場合においてはその事実の生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、通勤手当の支給の開始については、第3条の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月から行うものとする。

- 2 通勤手当は、これを受けている職員にその額を変更すべき事実が生ずるに至った場合においては、次の各号に掲げる場合の区分

月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から支給額を改定する。前項ただし書の規定は、通勤手当の額を増額して改定する場合における支給額の改定について準用する。

（返納の事由及び額等）

第17条 給与条例第5条の9第6項の人事委員会規則で定める事由は、通勤手当（第1号から第4号までの規定において1箇月の支給単位期間に係るものを除く。）を支給される職員について生じた次の各号のいずれかに掲げる事由とする。

（1）～（5） 〔略〕

2 給与条例第5条の9第6項の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

（1） 1箇月当たりの通勤手当算出基礎額が15万円以下であった場合 前項第2号に掲げる事由が生じた場合にあっては当該事由に係る普通交通機関等又は特急列車等（同号の改定後に1箇月当たりの通勤手当算出基礎額が15万円を超えることとなるときは、その者の利用する全ての普通交通機関等及び特急列車等）、同項第1号、第3号又は第4号に掲げる事由が生じた場合にあってはその者の利用する全ての普通交通機関等及び特急列車等につき、使用されるべき通用期間の定期券の運賃等及び特別料金等の払戻しを、人事委員会の定める月（以下この条において「事由発生月」という。）の末日にしたものとして得られる額（次号において「払戻金相当額」という。）

に応じ、当該各号に定める月から支給額を改定する。

（1） 通勤手当の額を増額して改定する場合（第3号に掲げる場合を除く。） 通勤手当を受けている職員にその額を変更すべき事実の生じた日の属する月（当該改定に係る第3条の規定による届出が、当該事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月）

（2） 通勤手当の額を減額して改定する場合又は改定前の通勤手当の額と改定後の通勤手当の額が同額である場合（次号に掲げる場合を除く。） 通勤手当を受けている職員にその額を変更すべき事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）

（3） 月の初日から末日までの期間に職員に通勤手当の額を変更すべき事実の生じた日が2以上ある場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める月

ア 通勤手当の額を増額して改定する場合に相当するものとして人事委員会が定める場合 人事委員会の定める月

イ アに掲げる場合以外の場合 これらの事実の生じた日の属する月の翌月

3 前項第3号アに掲げる場合における同号アに定める月の支給額は、人事委員会が定める。

（返納の事由及び額等）

第17条 給与条例第5条の9第6項の人事委員会規則で定める事由は、通勤手当（第1号から第4号までの規定において1箇月の支給単位期間に係る通勤手当にあっては、返納させるものとして取り扱うことが適当でない場合として人事委員会が定める場合に係るものを除く。）を支給される職員について生じた次の各号のいずれかに掲げる事由とする。

（1）～（5） 〔略〕

2 給与条例第5条の9第6項の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

（1） 1箇月当たりの通勤手当算出基礎額が15万円以下であった場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア イに掲げる場合以外の場合 前項第2号に掲げる事由が生じた場合にあっては当該事由に係る普通交通機関等又は特急列車等（同号の改定後に1箇月当たりの通勤手当算出基礎額が15万円を超えることとなるときは、その者の利用する全ての普通交通機関等及び特急列車等）、同項第1号、第3号又は第4号に掲げる事由が生じた場合にあってはその者の利用する全ての普通交通機関等及び特急列車等につき、使用されるべき通用期間の定期券の運賃等及び特別料金等の払戻しを、人事委員会の定める月（以下この条において「事由発生月」という。）の末日にしたものとして得られる額（次号において「払戻金相当額」という。）

（２）・（３） 〔略〕

- ３ 給与条例第５条の９第６項の規定により職員に前項に定める額を返納させる場合において、返納に係る通勤手当の給料の支給義務者と事由発生月の翌月以降に支給される給与の給料の支給義務者が同一であるときは、人事委員会の定めるところにより当該給与から当該額を差し引くことができる。

第18条の２ 〔略〕

- ２ 月の中途において派遣等となった場合（次項に規定する場合に該当しているときを除く。）には、支給単位期間は、その後復職し、又は職務に復帰した日の属する月翌月（その日が月の初日である場合にあっては、その日の属する月）から開始する。

- ３ 出張、休暇、欠勤その他の事由により、月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなった場合（前項に規定するときから復職等をしないで引き続き当該期間の全日数にわたって通勤しないこととなった場合を除く。）には、支給単位期間は、その後再び通勤することとなった日の属する月から開始する。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の通勤手当に関する規則の規定は、令和８年10月１日から適用する。

監査委員公告

監査委員公告

令和８年４月６日付けで公表した令和７年度包括外部監査の結果に対して、宮崎県教育長から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 252条の38第６項の規定により、別冊のとおり公表する。

令和８年10月29日

宮崎県監査委員 川 野 美奈子
宮崎県監査委員 木 下 博 義
宮崎県監査委員 二 見 康 之
宮崎県監査委員 日 高 陽 一

イ 前項第２号に掲げる事由が生じ、前条第２項第１号又は第３号アに掲げる場合に該当した場合であって、当該事由が生じた日の属する月が前項第２号の改定前の通勤手当の額に係る支給単位期間に係る最初の月であるとき 既に支給された通勤手当のうち、同号の改定前の当該事由に係る普通交通機関等、特急列車等、自動車等又は駐車場等（同号の改定後に１箇月当たりの通勤手当算出基礎額が15万円を超えることとなるときは、その者の利用する全ての普通交通機関等、特急列車等、自動車等及び駐車場等）に係る通勤手当の額

（２）・（３） 〔略〕

- ３ 給与条例第５条の９第６項の規定により職員に前項に定める額を返納させる場合において、返納に係る通勤手当の給料の支給義務者と事由発生月（前項第１号イに掲げる場合に該当する場合にあっては、人事委員会の定める月）の翌月以降に支給される給与の給料の支給義務者が同一であるときは、人事委員会の定めるところにより当該給与から当該額を差し引くことができる。

第18条の２ 〔略〕

- ２ 月の中途において派遣等となった場合又は出張、休暇、欠勤その他の事由により月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなった場合には、支給単位期間は、その後復職し、若しくは職務に復帰した日の属する月又は再び通勤することとなった日の属する月から開始する。

--	--